

(資料1)

船橋市補助金制度検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 市における団体補助金等のあり方について検討を行うため、船橋市補助金制度検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、団体補助金等のあり方について調査・審議し、その結果を市長に提言する。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、補助金制度に識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(委員長及び副会長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、議事の進行及び整理を行う。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、調査・審議した結果を市長に報告し、終了する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(参考意見の聴取)

第7条 委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画部企画調整課及び財政部財政課が行う。

(災害補償)

第9条 委員の業務にかかる事故については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年8月7日から施行する。